


収 支 報 告 書

2023年5月19日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 伊豆丸 精二   
 (報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和 5 年度  
 政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	285,000	@285,000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
2 その他		
収 入 合 計	285,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	7,625	7,625	ガソリン代
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	29,278	29,278	新聞・書籍購入代
広 報 ・ 広 聴 費	160	160	駐車場代
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	148,591	148,591	事務所賃料・事務所備品代等
支 出 合 計	185,654	185,654	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<b>【調査研究費】</b> ガソリン代	4/1-4/30	市政に関する事項の調査研究時に使用した車のガソリン代として支出した。
<b>【資料購入費】</b> 新聞・書籍の購読	4/1-4/30	市政に関する情報収集を行うため、新聞購読・書籍の購入を行った。
<b>【広報・広聴費】</b> 駅頭での市政報告で使用した駐車場代	4/1-4/30	堺市政に関する報告を駅頭で実施した際に使用した駐車場代として支出した。
<b>【事務・事務所費】</b> 事務所の賃借	4/1-4/30	市政相談及び市政に関する調査研究を行うため、堺市南区豊田において事務所を借り上げた。
市政事務所備品の購入	4/1-4/30	市政事務所で使用する備品（ノートPC・ウイルス対策ソフト・ボールペン・ノート・のり等）を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5.4.10		285,000		285,000	政務活動費4月分受入		
R5.4.13	4-1		35,287	249,713	事務所5月分賃料	⑨	
R5.4.13	4-2		82,816	166,897	ノートPC購入代	⑨	
R5.4.13	4-3		1,984	164,913	ノートPCケース購入代	⑨	
R5.4.21	4-4		3,174	161,739	事務所電気代	⑨	
R5.4.21	4-5		2,611	159,128	携帯電話代	⑨	
R5.4.21	4-6		3,263	155,865	新聞購読代	⑥	
R5.4.21	4-7		4,760	151,105	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5.4.21	4-8		3,929	147,176	ガソリン代	①	
R5.4.21	4-9		3,696	143,480	ガソリン代	①	
R5.4.24	4-10		10,000	133,480	書籍購入代	⑥	
R5.4.25	4-11		16,015	117,465	書籍購入代	⑥	
R5.4.25	4-12		9,944	107,521	ウイルス対策ソフト購入代	⑨	
R5.4.27	4-13		160	107,361	駐車場代	⑦	
R5.4.28	4-14		7,477	99,884	事務所備品代	⑨	
R5.4.28	4-15		538	99,346	事務所備品代	⑨	
月 計		285,000	185,654				
累 計		285,000	185,654	99,346			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）



1  
3

賃貸借契約証書

泉北サンシャインビル 202号

堺市市議会議員

伊豆丸 精二 様

スター不動産株式会社



標記貸貸人(以下甲という)と同貸借人(以下乙という)とは、標記の建物及び附属する設備(以下本物件という)の賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

乙は本物件を 事務所 として使用する。  
2. 乙は甲の書面による承諾得ずして賃貸物件を前項以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借期間は標記のとおりとし、甲及び乙の双方が異議なき場合、同一期間の自動更新とする。

第3条 (家賃及び共益費)

1. 乙は、家賃及び共益費を、甲に対して標記のとおり支払うものとする。尚、支払いにかかる振込・口座振替等の手数料は乙の負担とする。  
2. 本契約が月の途中で締結されたときの家賃及び共益費等は、締結月の実日数による日割計算とし本契約が月の途中で終了したときは日割計算せず終了月分全額を支払う。  
3. 家賃及び共益費等は、租税、その他の負担の増加、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動、近隣比較等から不当となった場合、甲はこれらを改定することができるものとする。  
4. 乙は、家賃及び共益費等の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.5%(1年365日)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第4条 (保証金・敷金・礼金)

1. 乙は甲に対し、本契約の締結時に標記の保証金、敷金を預託するものとする。  
2. 保証金、敷金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し、その他この契約による債務の履行を完了した後、1ヶ月以内に甲より乙に返還する。尚、返還にかかる費用は乙の負担とする。※保証金は、解約引がある場合、標記金額を差し引いた残金を甲より乙に返還する。  
3. 乙に、本契約による債務の不履行があるときは、甲は何時でも保証金、敷金を第2項の返還金額の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、乙よりこの充当を請求できない。  
4. 保証金・敷金の返還請求権を他に譲渡し、又は担保として提供することはできない。  
これに基づき、甲は乙の代理人による保証金返還請求があっても支払を拒否する事が出来る。  
5. 乙はこの契約の締結時に表記の礼金を甲に支払い、甲は、契約締結後においては理由の如何を問わず礼金を返還しない。  
6. 礼金は賃貸借契約の借主となる為の対価として授受される。

第5条 (公共料金等の負担)

乙は、本物件の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の料金を賃料、共益費とは別に支払うものとする。

第6条 (注意義務)

1. 乙は又は乙の使用人、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。  
2. 乙は、本物件で次の行為をしてはならない。  
① 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造、または保管。  
② 配水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物品を流すこと。  
③ 大音量・高音を発生してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏、カラオケ等。  
④ 騒音、悪臭の発生、その他環境、公衆衛生を害する行為。  
⑤ 庭、錠の改変または追加等により、本物件の管理業務に支障を及ぼす行為。  
⑥ 公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。  
⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。  
⑧ 動物の飼育、または一時的持込み。  
⑨ 大型の金庫、ピアノその他重量物の搬入、または備え付け。

3. 乙は本物件に関して、別途使用規則等が定められている場合、これを遵守しなければならない。

第7条 (貸借権の譲渡及び転貸の禁止)

1. 乙は、本物件の全部、または一部につき、たとえ一時的にせよ、貸借権の譲渡、転貸もしくは、使用貸借その他名目の如何を問わず、第三者に使用、管理させてはならない。営業権譲渡、合併その他による包括継承の場合も同様である。  
2. 乙は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第8条 (暴力団、政治団体等の制限)

1. 乙または入居者が、次の各号に該当すると甲において認められた場合、甲は何等催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。  
① 覚せい剤等麻薬類の使用・密売・賭博、売春等あらゆる犯罪の供用場所としたとき、及び甲がそれに相当すると認めるとき。  
② 暴力団、政治団体等の事務所等として使用したとき、または看板、代紋等の表示をしたとき。  
③ 本物件及び本物件周辺において、一見して暴力団、政治団体等関係者と認められるような服装・態度等で徘徊、若しくは放歌高吟すること等により、近隣住民等に不安を抱かせる行為をしたとき。

第9条 (身分等の変更の通知)

乙においてその住所、商号、営業目的、その他身分上に変更があったときは、乙は、遅滞なく甲に通知するものとする。

第10条 (修理等費用の負担)

1. 本物件が乙又は乙の使用人の責任に帰さない損耗により、その建物の躯体の使用に支障が生じたときに限り、甲がその義務を負う。  
2. 乙又は乙の使用人の責任に基づく事由により本物件が損傷・毀損したときは、乙がその修理の義務を負う。この場合、乙は甲の指示によりこれを修理するか、またはこれによって生じた損害を甲に賠償する。

第11条 (損害賠償)

1. 乙又は乙の使用人が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。  
2. 甲・乙いずれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた本物件の損害については、その賠償の責に任ずる者を甲・乙協議の上で定めるものとする。

第12条 (立入)

甲は、本物件の維持、修理、防犯等のために必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め乙の承諾を受けるものとする。但し、緊急のときはこの限りではないが、甲は後日その旨を通知するものとする。

第13条 (甲の免責事項)

1. 次に掲げる乙の損害に対して、甲は責任を負わない。又、乙はその損害を理由に家賃等甲に対する一切の債務の減額あるいは履行の延期を請求できない。  
2. 盗難・火災・天災(地震・落雷・風水害等)及び戦争・暴動・爆発・放射能汚染・自然発火・法規制等に基づく一切の損害。  
3. 他の賃借人の責に於いて発生した一切の損害。  
4. 本件建物設備効果の善悪、操作運転中の事故並びに故障・修理等に起因する一切の損害。  
5. 甲が行う本件建物及び諸設備の改修工事、又はそれに伴う運転停止等に起因する一切の損害。

第14条 (解約)

1. 乙が本契約を解約するときは、遅くとも 1 ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により甲に申し入れる。  
2. 前項の申入れの撤回、取消しはできない。  
3. 乙の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、乙は、その申入れ日の 1 ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。  
4. 甲が本契約を解約するときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。

第15条 (契約の解除)

- 乙が下記の一つでも該当する事実があったとき、甲は、何等催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、何等異議なく本物件を甲に明渡さなければならない。又、これにより生ずる甲の損害を乙は賠償しなければいけない。
  - ①賃料の支払いを1ヶ月分以上遅延したとき。
  - ②賃料等の支払いを再三遅延するなど、甲、乙の信頼関係が著しく害されたとき。
  - ③入居申込書、本契約書等に事実でない記載があったと判明したとき。
  - ④故意または、過失により、本物件を毀損したとき。
  - ⑤敷金をもって賃料等その他、乙が甲に対して、有する一切の債務に充当することを甲に請求したとき。
  - ⑥乙または、連帯保証人が仮差押え、仮処分、強制執行または、競売の申し立てを受けたとき。
  - ⑦乙または、連帯保証人に破産、民事再生法、会社更生法の申請、または、会社整理手続き開始の申立てがあったとき。
  - ⑧乙において保佐開始、後見開始の各審判があったとき。
  - ⑨本契約の各条の一つでも違反したとき。
- ⑩甲は乙が所在不明のため本条項1項から9項の事由に基づく契約の解除の意思表示が出来ないときは当然契約は解除されたものとし、乙は甲が本物件に立ち入り使用する事、若しくは第三者に賃貸しても何等異議無いものとする。この場合本物件内に乙の残存物、遺留品がある場合は第20条1項から4項の処置をとり、処分しても何等異議無いものとする。

第16条 (本物件の現状変更)

- 乙が増設、設備の新設、付加除去、改造又は取り壊しを行い、その他本物件の現状を変更する場合は、若しくは本物件内に重量物を搬入し又はその内部、周囲に看板、掲示板、広告標識、注意書き等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければ着手できないものとし、これに関する一切の費用は乙の負担とする。さらに工事中に於いては他の賃借人に迷惑を及ぼさないように、乙は工事施工者に厳守させなければならない。万一他の賃借人との間に紛争等が生じた場合は乙が責任をもって解決する事。

第17条 (乙の管理責任)

- 乙は本物件及び付属物件を善良なる管理者の注意をもって乙の費用で維持管理するとともに、環境の浄化・各種防災等に万全を期らなければならない。
- 本物件に乙が新たに鍵を設置するときは、甲の承諾を受けた後乙の費用に於いて行い、その合鍵を甲に預ける事、又本物件の鍵を紛失したときは甲にその旨を通知し、甲の指示に従う事。
- 本物件に対し、乙の費用にて火災保険・店舗休業保険・盗難保険等に加入する事。

第18条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は本契約書の返還と次の各項の定めに従い本物件を明け渡す。

- 乙は乙の費用により新設、付加した諸設備、設備、什器、商品その他一切の買取り請求を乙は甲にしない。
- 乙の故意又は過失により破損した部分がある時、乙はこれを修理するか若しくは損害を賠償しなければならない。
- 本契約終了日までに明け渡し完了しない場合は、契約終了日より明け渡し完了日までの期間について家賃等及び甲に損害ある場合は損害金を合わせて乙は甲に支払わなければならない。又甲が明け渡し訴訟等を提起したときは甲が支出した弁護士費用を含む一切の訴訟費用及び明け渡し費用の全額を乙が負担する。
- 本契約終了日以降、本物件内に乙の残存物・遺留品がある場合、乙は一切の権利を放棄し、甲は任意に乙の費用をもってこれを処分しても意図無いものとする。

第19条 (契約の消滅)

天災、地震、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。(明渡し、原状回復)

- 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を乙の費用で賃借時の原状に復し、甲に明渡すものとする。
- 乙は甲に対し、前項の明渡しに際して、本物件の鍵全部を返還し、明渡し当日までの第6条の諸料金の支払を完了したうえ、その領収書を提示する。乙がこの返還及び提示をしないときは、甲は敷金の返還を留保することができる。
- 乙の明渡しが遅延したときは、乙は遅延期間中の賃料、共益費の3倍相当の明渡し遅延損害金を支払う。
- 乙の明渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害も併せて賠償するものとする。
- 乙は、本物件の明渡しに際して、甲に対し、造作買取、必要費・有益費等、その他名目の如何にかかわらず、一切の請求をすることはできない。(乙の残存物について)

本契約の解約、解除、消滅等による終了時、本物件に残存物があるとき、甲は、乙がそれら全ての所有権等を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。また、乙並びに連帯保証人はこれに要した費用を甲に支払わなければならない。

第20条 (連帯保証)

- 連帯保証人(以下丙という)は、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を、乙と連帯して負担しなければならない。
- 丙は、本契約が終了し本物件が完全明渡しされるまで、連帯保証の責を逃れることができない。
- 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知するものとする。
- 乙は、再び死亡・破産・成年後見人・無力または、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならぬ。またこの場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更するものとする。

第21条 (乙から連帯保証人への委任)

- 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。乙は、丙が委任された権限を行なったことにつき、丙・甲または関係者に対して、不服の申立てまたは損害賠償その他の請求をしないものとする。
  - ①乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、または再三遅延し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
  - ②乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
  - ③乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することはできない。

第22条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規及び慣習に従い甲、乙の同意をもって、協議の上解決にあたるものとする。

第23条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争について、訴訟を提起する必要がある場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに、甲、乙及び丙は合意するものとする。

特約事項



平成 30 年 11 月 / 日

後記契約の証として本契約書2通を作成し、貸貸人、賃借人記名押印の上、各自1通を保有する。

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

貸貸人 (甲) 住 所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
氏 名 代表取締役 吉田 勲  
TEL 072-292-3080

賃借人 (乙) 住 所 堺市 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
氏 名 伊豆丸 精二  
勤 務 先 堺市議会 TEL \_\_\_\_\_  
勤務先住所 堺市堺区南瓦町3番1号

~~連帯保証人 (丙) 住 所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
勤 務 先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
賃借人(乙)との関係 \_\_\_\_\_~~

~~仲介業者  
免許番号 \_\_\_\_\_  
事務所所在地 \_\_\_\_\_  
商 号 \_\_\_\_\_ (印)電話番号 \_\_\_\_\_~~

~~宅地建物  
取引主任者  
担 当 者  
仲介業者  
免許番号 \_\_\_\_\_  
事務所所在地 \_\_\_\_\_  
商 号 \_\_\_\_\_ (印)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_~~

~~宅地建物  
取引主任者  
担 当 者  
氏 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_~~

駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊 翔 堺市市議会議員  
貸主

と借主 伊豆丸 孝青ニ は末尾表示物件（以下本物件という）  
について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。

第2条 賃貸借の期間は平成30年 11月 / 日より平成 年 月 日までの1年間とする。  
2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。

第3条 賃料は月額 6,000 / 台円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する  
方法で貸主に支払うものとする。  
2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。  
3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動に  
より、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。

第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 [REDACTED] 円也を貸主に預託するものとし、保  
証金に対しては利息をつけない。

第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。

第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができ  
る。

第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。  
2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。

第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって  
協議のうえ処理するものとする。

物件の表示  
所在地

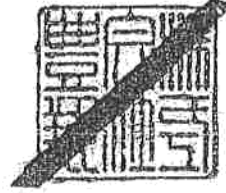
馬車場 NO. [REDACTED]  
豊田 1225 - 7

本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自壹通を保有する。

平成30年11月(日)

貸主 住所  
名前

株式会社 豊 翔  
堺市南区豊田1224-1  
TEL 072-292-3080



借主 住所  
名前

堺市 [Redacted]  
[Redacted]  
伊豆丸 精二



様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸 精二

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
R5. 4. 13	Surface Laptop Go		103,520 円	82,816 円 (按分率 80 %)	5 年	R10. 4. 13	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。